

# マイナンバーカードについてのお知らせ

マイナンバーカードを作りたい、どうすればよいかわからない方は、ぜひご連絡ください。

- ・本人確認書類  
(運転免許証1点 または保険証とマル福、年金手帳、介護保険証、年金証書等の2点)
- ・通知カード（お持ちの方のみ）があれば役場窓口での申請OK！

## 【電子証明書の更新について】

電子証明書更新の案内（水色の封筒）が届いた方は、窓口で手続が必要です。

持ち物…マイナンバーカード ・ 届いた封筒 ・ ※暗証番号（運転免許証の暗証番号とは違います）

※ご本人以外の方が来庁される場合は、必ず委任状をご記入の上同封の白い封筒に入れて封をしてお持ちください。

※同じ時期にカードを作っていても誕生日によって届く時期が一人ひとり異なりますので、カードに記載の有効期限をお確かめください。

## 【保険証の利用登録の方法】

- ①医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ②「マイナポータル」（アプリやWebページ）から行う
- ③セブン銀行ATMから行う

登録になっているか確認しなくとも病院に行けばその場で登録もできるので大丈夫です◎

## 【運転免許証との一体化について】

改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化制度が3月24日から開始されました。

- ①氏名、住所等の変更は自治体に届け出るだけで完了！
- ②マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能となります。
- ③住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続（経由地更新）が迅速化されます。
- ④マイナ免許証は免許証に比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続きは免許センター等でできます。①や②の手続きを有効にするには、事前に運転免許センター等へ署名用電子証明書の提出が必要ですので、設定している6～16桁の暗証番号を確認してください。

※詳細については、運転免許センター（☎018-824-3738）へお問い合わせください。

## ★6月の休日マイナンバーカード手続き窓口

**6月8日（日） 9時～12時まで ※予約必須（6月6日締切）**

※予約がなかった場合は開設いたしません。

マイナンバーカードの申請、交付、手続き等についてお気軽にご相談ください。

**【お問い合わせ先】藤里町町民課 町民福祉係 マイナンバーカード担当 ☎0185-79-2113へ**